

ストーカー規制法が改正されました。

平成29年1月3日、ストーカー規制法の一部を改正する法律が、一部の規定を除き、施行されました。

【警察庁HP】 <http://www.npa.go.jp/>

1 規制対象行為が拡大されました。

恋愛感情・怨恨の感情等充足目的での次の行為が規制対象行為として追加されました。

① 住居等の付近をみだりにうろつくこと

② 拒まれたにもかかわらず、連続して、
・ SNSによるメッセージ送信等を行うこと
・ ブログ、SNS等の個人ページにコメント等を送ること

2 ストーカー行為等に係る情報提供が禁止されました。

ストーカー行為等をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対してその行為の相手方の氏名、住所等の情報を提供することが禁止されました。

3 罰則が見直されました。

ストーカー行為罪について、**告訴がなくても公訴を提起することができる**ようになるとともに、次のとおり罰則が引き上げられました。

		改正前	改正後
① ストーカー行為罪	懲役 罰金	6月以下 50万円以下	1年以下 100万円以下
② 禁止命令等違反 (ストーカー行為に係るもの)	懲役 罰金	1年以下 100万円以下	2年以下 200万円以下
③ 禁止命令等違反罪 (②以外のもの)	懲役 罰金	(懲役なし) 50万円以下	6月以下 50万円以下

4 禁止命令等の制度が変わります。

※ 平成29年6月14日から施行。

- ① 警告を経ずに禁止命令等を行うことができるようになります。
- ② 緊急の場合には、聴聞を経ずに禁止命令等を行うことができるようになります。
- ③ 禁止命令等の有効期間が1年間となります。
(1年ごとに更新可。)

一人で悩まず、早めに警察や他の公的機関に相談してください(緊急の場合は110番)。
警察庁・都道府県警察